



平成30年1月11日

各 位

会社名 株式会社不二越
代表者名 取締役社長 薄田 賢二
(コード番号 6474 東証第一部)
問合せ先 取締役経営企画部長
坂本 淳
Tel 03-5568-5210

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年1月11日開催の取締役会において、平成30年2月21日開催予定の第135期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成30年6月1日

(4) 変更の条件

本株主総会における下記「2. 株式併合」に関する議案および「3. 定款の一部変更」に関する議案の承認可決を条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数変更後においても当社株式の売買単位当たりの価格水準を維持するため、単元株式数の減少割合に応じた株式併合を行うものであります。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・割合 平成30年6月1日をもって、平成30年5月31日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年11月30日現在） 249,193,436株

株式併合により減少する株式数 224,274,093株

株式併合後の発行済株式総数 24,919,343株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および併合割合に基づき算出した理論値であります。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年11月30日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	20,096名 (100.0%)	249,193,436株 (100.0%)
10株未満	1,096名 (5.5%)	4,114株 (0.0%)
10株以上	19,000名 (94.5%)	249,189,322株 (100.0%)

(注) 上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、所有株式数が10株未満の株主様1,096名は、下記(4)記載の処理を行ったうえで株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の効力発生日における発行可能株式総数

6,000万株（併合前は6億株）

(6) 併合の条件

本株主総会における本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案の承認可決を条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

① 当社グループの事業の現状に即し事業内容の明確化をはかるとともに、今後の事業展開に備えるため、事業目的の追加、削除を行うものであります（変更案第2条）。

② 当社は、昭和3年に創業以来90年にわたり、富山で工場を拡張・集積し、事業を拡大してまいりました。今後、ロボット事業を核として、世界市場でより一層の企業成長を実現するためには、国内外の多様な人材の確保、世界の有力企業・大学・研究機関との交流・連携の強化、およびグローバル化に向けた従業員の意識改革が不可欠であります。このような方針のもと、人材・企業・情報が集積する東京へ本店を移転することとし、本店所在地を富山市から東京都港区に変更するものであります（変更案第3条）。

なお、本変更につきましては、平成30年3月1日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります。

本社につきましては、従来の富山・東京2本社体制から、平成29年8月をもって東京に一本化いたしました。富山事業所（旧富山本社）は、引き続き主要事業の生産拠点であるとともに、国内外のマザー工場として、生産に関わる経営資源を統括してまいります。

③ 上記「2. 株式併合」に関する議案の承認可決を条件として、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに（変更案第8条）、株式併合の割合に応じて、発行可能株式総数を現在の6億株から6,000万株に減少させるものであります（変更案第6条）。

なお、本変更につきましては、平成30年6月1日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次の通りです。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記製品およびその部分品の製造、販売、修理、エンジニアリング、賃貸借に関する事業</p> <p>(1) 工具、軸受、工作機械、<u>産業用</u>ロボット、油圧機器、空圧機器、減速機、計測機器、金型、工業炉およびその他関連機器</p> <p>(2) 公害防止装置および機器</p> <p>(3) 特殊鋼、鋳鋼、鋳鉄、非鉄合金、超硬合金、ダイヤモンド、セラミックスおよび合成樹脂</p> <p>(4) 産業機械、精密機械、輸送機械、電気機械、電子機器、医療用具、食品加工機械およびその他関連機器</p> <p>2. 不動産の売買、管理、運用ならびに流通関連事業</p> <p>3. 建築・土木工事等の設計、施工、管理に関する事業</p> <p>4. 情報通信、情報処理、情報提供に関するサービスならびにハードウェアおよびソフトウェアの開発、販売、賃貸借に関する事業</p> <p>5. 貨物自動車運送業、倉庫業</p> <p>6. 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務、総合リース業、<u>金融業</u>、有価証券の運用・売買に関する事業</p> <p>7. <u>印刷業</u>、<u>旅行代理業</u>、<u>労働者派遣業</u>、病院の経営ならびに教育・スポーツ・宿泊・駐車場施設の運営、管理に関する事業</p> <p>8. 前各号に付帯または関連する一切の事業 (本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を<u>富山市</u>におく。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>6億</u>株とする。 (単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は<u>1,000株</u>とする。 (新 設)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記製品およびその部分品の製造、販売、修理、エンジニアリング、賃貸借に関する事業</p> <p>(1) 工具、軸受、工作機械、ロボット、油圧機器、空圧機器、減速機、計測機器、金型、工業炉およびその他関連機器</p> <p>(2) 公害防止装置および機器</p> <p>(3) 特殊鋼、鋳鋼、鋳鉄、非鉄合金、超硬合金、ダイヤモンド、セラミックスおよび合成樹脂</p> <p>(4) 産業機械、精密機械、輸送機械、電気機械、電子機器、医療用具、食品加工機械およびその他関連機器</p> <p>2. 不動産の売買、管理、運用ならびに流通関連事業</p> <p>3. 建築・土木工事等の設計、施工、管理に関する事業</p> <p>4. 情報通信、情報処理、情報提供に関するサービスならびにハードウェアおよびソフトウェアの開発、販売、賃貸借に関する事業</p> <p>5. 貨物自動車運送業、倉庫業</p> <p>6. 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務、総合リース業、<u>貸金業</u>、有価証券の運用・売買に関する事業</p> <p>7. 労働者派遣業、病院の経営ならびに教育・<u>福祉</u>・スポーツ・宿泊・駐車場施設の運営、管理に関する事業</p> <p>8. 前各号に付帯または関連する一切の事業 (本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を<u>東京都港区</u>におく。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>6,000万株</u>とする。 (単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は<u>100株</u>とする。</p> <p>附則</p> <p><u>第1条 第3条の変更は、平成30年3月1日をもって効力を生じる。なお、本条は、同日をもってこれを削除する。</u></p> <p><u>第2条 第6条および第8条の変更は、平成30年6月1日をもって効力を生じる。なお、本条は、同日をもってこれを削除する。</u></p>

(3) 定款変更の条件

本株主総会における本定款の一部変更に関する議案および上記「2. 株式併合」に関する議案の承認可決を条件といたします。

4. 主な日程

取締役会決議日	平成 30 年 1 月 11 日
定時株主総会開催日	平成 30 年 2 月 21 日 (予定)
1,000 株単位での売買最終日	平成 30 年 5 月 28 日 (予定)
100 株単位での売買開始日	平成 30 年 5 月 29 日 (予定)
単元株式数変更、株式併合および定款の一部変更※の効力発生日	平成 30 年 6 月 1 日 (予定)

※定款の一部変更のうち、第 2 条 (目的) については本株主総会での承認後直ちに、効力が発生いたします。

第 3 条 (本店の所在地) については平成 30 年 3 月 1 日、第 6 条 (発行可能株式総数) および第 8 条 (単元株式数) については、平成 30 年 6 月 1 日が効力発生日となります。

以 上